

集团的稲作生産組織の階級分析

菅沼 正久

I 日本農業の特徴と農業政策

1 日本農業の特徴

現代日本の農業の特徴として、つぎの5項目をあげるのに、おそらく異論はないだろう。

第1, 農家の88%が兼業農家になったこと(1975年センサス結果)。つまり、10戸のうち9戸までが、農業経営面で破産し、農外収入を得ることによって家計を償うようになった。兼業化は農地改革(1946—8年)によって小面積の農地しか得られなかった、下層の農民からはじまり、今日では2ha層におよぶようになった。その反面で10%の上層農民が農業経営を維持し、あるものは土地を新しく入手して、経営を拡大している。したがって、現状を“日本農業の全面的崩壊”とみることはまちがいであり、少数の富裕農民はひきつづき上昇発展している。つまり、農民層の上下分解の法則は冷厳に貫ぬいている。

第2, 水稻生産は発展し、政府が政策をもって強権的に制限する以前の1969年には、年産1400万トンという史上最高の水準にたった。これを“米作にたいする偏よった手あつい保護農政”の結果というものがいるが、事実と反する。水稻作は農民の大多数が兼業化する傾向が深まるにつれて前進した。兼業化が水稻作を発展させた。これはまず、兼業と両立しうる作目が主として稲作に限られたという事情による。また、兼業化をもたらした農業条件の悪化、米価の相対的低下に対抗して、農業所得を維持するには、単位面積収量をも高める技術改革をやるか、水稻作付面積を拡大す

る経営改善をやるかしなければならなかった事情による。

第3, 政府がこれこそ“成長部門”であるとして奨励した、青果物、畜産物の生産がいちじるしく不安定的な条件におかれている。さいきん数年のあいだ、果実はみかんの例のように、「過剰」生産、低価格、不採算の状態がつづき、2—3割の減産措置がとられた。しかし、減産しても国内の供給減が輸入によって食われるために、価格は堅調を回復できない。野菜でも、きゃべつについて廃棄処分がおこなわれた。青果物、畜産物の生産の特徴は、それが主として専業農家によって営なまれ、とくに専門化の傾向が強いことである。穀物生産や畜産と分離した専門経営のために、生産技術的にも経営的にも、その基礎はいちじるしく不安定である。また、その生産物の大部分が遠隔地の大都市に出荷供給されるために、流通費用が過大になり、「産地安の消費地高」という価格現象が生じている。

第4, 食糧の自給率は40%に低下し、日本はアメリカ産をはじめとする輸入食糧の市場と化した。輸入食糧のはんらんが、日本農業を圧迫する基本的な要因である。そして輸入食糧依存は、政府の農業「近代化」政策のもつとも重要な一部をなしている。アメリカは世界最大の食糧輸出国であり、日本が世界最大の食糧輸入国である。この関係は日本政府が1955年に食糧増産政策を放棄し、輸入食糧依存政策を採用していらいの十数年をつうじてうち立てられた。1972年ソ連はその修正主義農業政策の破綻によって、穀作農業の大減産にみまわれ、2500万トンという大量の穀物をア

アメリカなどから輸入した。世界の貿易食糧1億トンというスケールのもとで、新たに2500万トンの輸入が追加されたために、世界的な「食糧危機」が生じた。それは米ソ両超大国による「天下大乱」の一構成部分をなすものである。そして、米ソ両超大国の「食糧危機」政策による打撃を、もっとも強くうけたのが日本であった。

第5、専業農家の後継者がいちじるしく減少した。中学卒、高校卒などの子弟のうち、農業に参加するものが稀となり、農業の前途が危ぶまれている。専業農家のばあいでも、「農業は自分の一代限りだ。2代目はいない」という傾向が強い。この農業に前途なしとみる傾向は、1970年にはじまった水稻の生産制限ののちに、とくにひろまった。このような傾向の生まれた理由は、農民が日常生活のなかで「兼業農民の方が専業農民に比べて、生活はめぐまれている」ことを体験したからであり、また、事実、農業から得る所得では家計の収支が成り立たないからである。しかし、このばあい、半ば労働者化した兼業農民の生活がめぐまれているとみるのは当らない。それはこれらの兼業農民が農外に職を得て収入がある限りのことであって、いったん勤務先企業の倒産その他の事情によって失業すれば、専業農民とは比べものにならない不安な生活に追い込まれるからである。したがって、農民の日常体験にしたがってみるなら、兼業農民はある条件のもとでは「めぐまれた生活」ができるが、その生活は不安定であり、専業農民は土地財産の面で安定しているが、現実の生活はめぐまれていないと云うことができる。ここで付言する必要があるのは、兼業農民の所得＝貨幣収入が比較的が多いのは、その労働時間が周年的であり、長時間にわたるためであり、したがって、その搾取をうける量は専業農民に比べて多いことである。

ここに列挙した5項目は、現代日本農業の基本的特徴である。そのなかですぐれて重要なことは、兼業農家率88%にせめられる、広範な農民経済の破産である。その反面、大規模農家の戸数が増加し、その経営規模が拡大していることである。耕地面積の規模でみると、1975年にいたるさいきん5年間に都府県において2.5ha以上、北

海道において20ha以上の農家は増加をつづけている。これらの大規模農家は、明らかに土地と経営資金を増加させた、富裕農家層である。厳密に云うと、大規模経営ではあるが、他人労働力の雇用＝搾取には依存しない、家族労作経営であって、富裕な中農である。

広範な農民が破産し、離農離村する道を歩んでいるとき、少数であるにせよ、富裕中農が発展し、土地と資金を増加するという構造は何か。富裕中農として上昇した農民の大部分は、まず、農地改革がつくりだした土地制度のもとで、もともと上層の地位にあり、より多くの土地を所有していた。そしてこの土地所有を基礎にして、集落と市町村の政治方面で、指導権をにぎっていた。1960年代に入って、農業機械が普及すると、機械の有無、機械購入の資金の多少や有無が、農業経営上の決定的な要素となった。政府は1961年の農業基本法にもとづいて、同年から第1次農業構造改善事業に着手し、集団的に（集落ないし旧町村の範囲で）土地基盤を整備し、近代化施設の導入をはかった。また、集団もしくは個人の農業機械導入のための低利資金を供給した。富裕中農はこの構造改善事業があたえた土地、機械の諸条件を利用して、上昇したものが多い。この意味では、富裕中農の上昇は単純な自由競争にうち勝った結果としてではなく、政府の保護育成の所産であった。

2 第2次農業構造改善事業

富裕中農にたいする保護育成政策は、1969年からはじまる第2次構造改善事業をつうじて、いっそうの展開をみせた。1969年9月1日に農林事務次官は、「第2次農業構造改善事業促進対策要綱」を通達した。「要綱」はつぎのように現状を分析し、事業の基本的目標をしめした。

「近年におけるわが国経済の高度成長に伴う国民所得の増大、生活水準の向上、食糧需要の変化、国土利用の変ぼうには著しいものがある。このような状況の中にあって、農業生産の選択的拡大と農業の機械化による生産性の向上が進む等農業経営の近代化への動きがみられるが、反面、農産物需要の変化に対する農業生産の対応に立ち遅れがみられ、また、農業労働力の流出のもとで土地利用度の低下や農業経営の粗放化を生じ、農地

の流動化あるいは未利用地の活用を通ずる規模拡大が順調に進まず、生産性の高い農業経営の発展が顕著にみられない等、農業をめぐる諸情勢の変化に対する農業の側の構造的対応は十分に行なわれてるとはいえない。

このような事態に対応し、需要の動向に即応した農産物の効率的安定的な供給の確保と、自立経営等規模の大きく生産性の高い農業経営の育成を図ることはわが国農業政策の基本的目標であるが、このためには今後の農業をめぐる諸情勢に即応して、土地と資本の零細性を特徴とするわが国農業の体質の改善を図り、農業を産業として確立するための政策を推進することが必要である。

このような観点から、農産物の需要の動向に即し、国土の開発利用との調整を図りつつ、農用地保有の合理化、農業技術の革新、資本装備の高度化等を通じて、農業構造の改善を図るための施策を各般にわたり実施することが必要である。

本対策はこのような施策の一環として、地域の諸条件に応じ、農業生産の選択的拡大を図りつつ、規模の大きく、生産性の高い農業経営を地域農業の中核的担い手として育成することを目標として、国および都道府県の指導調整のもとに、一定の地域ごとに、農業者の自主的意向を尊重して樹立された統一的な計画に基づき、農業生産基盤の整備開発、農業経営近代化施設の導入、農業経営規模の拡大の促進、環境の整備等農業構造の改善に関し必要な事業を総合的有機的に実施しようとするものである」。

官僚に固有の冗慢な文章であるが、第2次構造改善事業の目標は、要するにつぎの3点である。第1は、大規模、高生産性の農業経営を育成し、これを「地域農業の中核的担い手」とすることである。云いかえると、独占とその政府の農民圧迫政策のもとでも、「自立」することができ、農村の政治上経済上の指導権をにぎり、農民の反抗を抑える役割を期待することである。第2は、このような中核的な農民を育成するために、そこに土地の集中兼併を促進し、資本装備を充実させ、技術革新をおこなうことである。その資本装備は必ずしも私的なものではない。政府の投融資による農業基盤の整備、近代化施設の導入という、国家資本をもって、資本装備の充実をはかるもので

ある。

第3は、こうした大規模農業経営が個人経営の発展をつうじて成立することが困難であるので、「協業組織」の育成という方法を講ずる。すなわち、「自立経営を目標として経営の改善をしようとする農業者の経営規模の拡大」だけでなく、「自立経営に準ずる協業経営の育成」をはかり、さらには「自立経営を目標として経営を改善しようとする農業者を中核とする協業組織の育成」(同上、次官通達)をいう方法をとる。これを云いかえると、協業組織はその参加農民のすべての前途を約束するものではなく、組織の中核をなす「自立経営を目標として経営を改善しようとする農業者」にたいして、前途を約束するものである。協業組織は政府がそれに期待するものは、国家資本の投融資による土地基盤の整備と近代化施設を基礎にして、労働生産性の向上=余剰労働力の析出を促進するものであり、具体的には下層農民の離農を促進するものである。そして、離農農民の土地の中核的農民への移譲を促進して、「自立経営」を創造しようとするものである。一言で云うならば、協業組織は政策的圧力をもって、農民層の分解を促進する組織である。

Ⅱ ハーモニー農場の階級分析

1 山形県遊佐町の集団的稲作生産組織

遊佐町は山形県庄内平野の北端、鳥海山麓が日本海に落ち込むところに位置し、飽海郡4カ町村の一つである。酒田市の北方約15キロにあり、山麓傾斜地帯、水田地帯、海岸部の砂丘畑地帯に分れている。

農家人口14,839人(1970年)、農家戸数2875戸である。総面積20,953haのうち耕地面積は19%、4043haである。地目別内訳は水田3102ha、畑732ha、樹園地(主に果樹)209haである。土地利用は、平野部が水稻単作、山麓が水稻と畜産、山間地が水稻と果樹、砂丘地帯が水稻と野菜のそれぞれの総合となっている。

集落は101あるが、旧町村別にみると、遊佐25集落(636戸, 849ha)、稲川16集落(484戸, 630ha)、西遊佐11集落(404戸, 177ha)、蕨岡17集落

第1表 遊佐町の経営規模別農家数の推移

(単位：戸)

	総農家数	0.5ha以下	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0以上	その他
1960年	3027	795	613	870	459	276	8	6
1970年	2875	707	610	760	452	312	12	22
増減(%)	△ 5.0	△11.1	△ 0.5	△12.6	△ 1.5	+13.0	+50.0	—

第2表 遊佐町の専兼業別農家数の推移

(単位：戸%)

	専業農家	兼業農家	第1種	第2種	総農家数
1960年	972	933	1122	2055	3027
	32.1	67.9	37.1	30.3	100
1970年	280	1256	1339	2595	8275
	9.7	90.2	46.6	43.6	100
増減	△71.2	+26.3	+34.6	+19.3	△ 5.0

第3表 遊佐町の集团的稲作生産組織 (1972年)

(単位：戸, ha, %)

		遊 佐	稲 川	蕨 岡	高 瀬	計
組 織 数		11	10	16	2	39
当該集落の農家数 (A)		189	195	359	57	800
当該集落の農地 (B)		302.7	352.5	476.9	87.6	1219.7
組織参加戸数 (C)		111	84	143	45	383
参加戸の農地 (D)		216.6	186.7	227.2	73.1	703.6
参加戸の 比率	戸数 (C/A)	58.7	43.1	39.8	78.9	47.8
	面積 (D/B)	71.6	53.0	47.6	83.4	57.7
平的農地 面積	集落 (B/A)	1.6	1.8	1.3	1.5	1.5
	組織 (D/C)	1.9	2.2	1.6	1.6	1.8
1 組 織 平 均	戸数	10	8	9	23	10
	面積	19.7	18.7	14.2	36.5	18.0

(545戸, 647ha), 高瀬18集落 (529戸, 606ha), 吹浦14集落 (277戸, 111ha) である。

いわゆる経済の「高度成長」政策の時期である1960年代の10年間, 村の様相は急速に変化した。変化の主な特徴は農家戸数と農地面積の減少, 兼業農家の激増 (26%増) と専業農家の激減 (71%減), 3 ha 以下層の戸数減少と 3 ha 以上層の戸数増である。例えばこの10年間に 1~2 ha 層は戸数が13%も減少したが, 3~5 ha 層は13%, 5 ha 以上は50%も戸数が増加した。1970年の専業農家は 280 戸であるが, それは 3 ha 以上の合計戸数 324 戸とほぼ近い数である。したがって, この10年間に 2~3 ha 層の農民は 2 ha 以下層が土地を手離して離農したのにひきかえて, その土地を買収して, 3 ha 以上層にのし上がり, 土地経営規模を拡大することによって, 専業農家として発展したとみることができる。

ちなみに, 耕地面積は全体としては, 4087ha から 4044ha に減少したが, 水田は 3049ha から 3102ha に増加した。畑は 904ha から 732ha に減少した。樹園地は畑の地目転換などにより, 133ha から 209ha にふえた。つまり, 全体として兼業農家が増加するなかで進行した, 残された専業農家の上昇は, 水田の集中兼併を新規開田と, 畑の樹園地への転換による開園を基盤にしたようである。

こうした全農家の 9.7%をしめるにすぎない専業農家の経営の上向発展は, のちにみるような日向川土地改良区 (第1次構, 1968—9年), 月光川土地改良区 (第1次構, 1968—9年, 第2次構, 1972—3年) の構造改善事業を契機としたものである。とくに圃場整備事業は, 第1次構では日向川土改区分 49ha, 月光川土改区分 49ha であったが, 第2次構では日光川土改区分 176ha と 3倍以上の大規模となり, 近代化施設, 融資事業をもふくむ資金規模は 1億円から 4億近いものになった。

第2次構改事業の開始にともなって, 協業組織の整備も進み, 上層農民の経営の上向発展に役立つように再編された。協業組織の中心をなす集团的稲作生産組織は, 遊佐町の 6 地区 101 集落のうち, 4 地区 39 集落で生まれた。その多くは集落の全農家加入のものから, 上層農民が指導する協業

組織に生まれ変わったものである。39集落につくられた集団組織は, 383戸, 704ha が参加したもので, それぞれ 1 組織の規模は 10戸 18ha である。そして, 集落の農家数, 水田面積の 48%, 58%をしめるものである。したがって, 半数が参加し, 半数が不参加という経緯のもとで, 集団組織が生まれたとみることができる。

後述するハーモニー農場は遊佐地区の集団組織 11のうちの一つであり, 漆曾根集落で成立した。漆曾根は 19戸 42ha の集落であるが農場への参加は 11戸, 25.5ha であった。また, 上小松農事組合は上小松 30戸, 51 ha の集落で生まれたが, 20戸, 31.3ha が参加したものである。

2 ハーモニー農場の概況

ハーモニー農場のある漆曾根部落の農家戸数は 18戸であり, 階層構成は 3 ha 以上層が 8戸, 2~3 ha 層が 4戸, 1~2 ha 層が 3戸, 1 ha 以下層が 3戸である。農場という名称の集团的生産組織に参加したものは, それぞれ 4戸, 4戸, 2戸, 1戸の計 11戸である。組織構成上の特徴は, まず, 最上層の 3 ha 以上層は 8戸のうち 4戸は集団に参加しないで, 個人経営をつづけている。この 4戸は集団でなく, 個人経営が有利であるとみたのか, あるいは個人経営でも農業をつづけることができると考えたのであろう。2~3 ha 層の 4戸はすべて集団に参加した。また, 1~2 ha 層の 3戸も 2戸が集団に参加した。つまり, 1~3 ha 層とまとめてみると, 7戸のうち 6戸が集団に参加した。1~3 ha 層の農家は, 個人経営ではなく, 集団経営にその前途をみいだしたのであろう。1 ha 以下層の 3戸は 1戸だけが集団に

第4表 経営規模戸数

	戸数	個人経営	集団
~0.5ha	2戸	1戸	1戸
0.5~1.0	1	1	0
1.0~2.0	3	1	2
2.0~3.0	4	—	4
3.0~	8	4	4
計	18	7	11

第5表 漆曾根部落の構造改善事業

(単位：千円)

	事業費	負担区分		
		補助金	公庫資金	その他
土地基盤整備費	66,271	46,386	15,886	3,999
経営近代化施設	25,879	12,939	10,330	2,610
融資単独事業・協業	19,943	—	15,940	4,003
合計	112,093	59,325	42,156	10,612

(注) 受益面積 44.4ha について事業費は 1ha 当り252万, 計借入95万, 自己負担24万。

参加したが、これはもともと兼業農家であって、集団に参加することによって、部落内に就労の機会を得たのである。

成立したときから、この集団の前途には二つの可能性があった。集団に参加した全戸が協力して苦勞を分かちあうか、あるいは上層農民が集団的生産組織を利用して、下層農民の土地と労働力をにぎり、やがては下層農民の離農を促すか、という二つの可能性である。

設立経過の概要。

漆曾根部落の18戸は1962—3年に、部落生産組合を単位とした、全戸参加の水稲の集団栽培をはじめた。集団の内容は田植えと防除の二種作業の協業であって、主として労働力不足の対策であった。この協業は数年間つづいた。しかし、適期定植が難しいこと、作業日の天候の良否が収穫に影響をあたえること、などの事情によって限界が感じられた。

1968—9年に漆曾根生産組合を区域とする第1次農業構造事業が施工された。圃場整備を中心とした土地基盤整備事業が48.9haの水田についておこなわれた。受益面積は44.4haであった。経営近代化施設として39馬力トラクター2台、コンバイン、動力防除機各1台、農機格納庫(約100坪)、籾乾燥施設が設けられた。1970年には融資単独事業として、田植機3台、刈取機4台、自走式脱穀機3台、トラック1台が導入された。

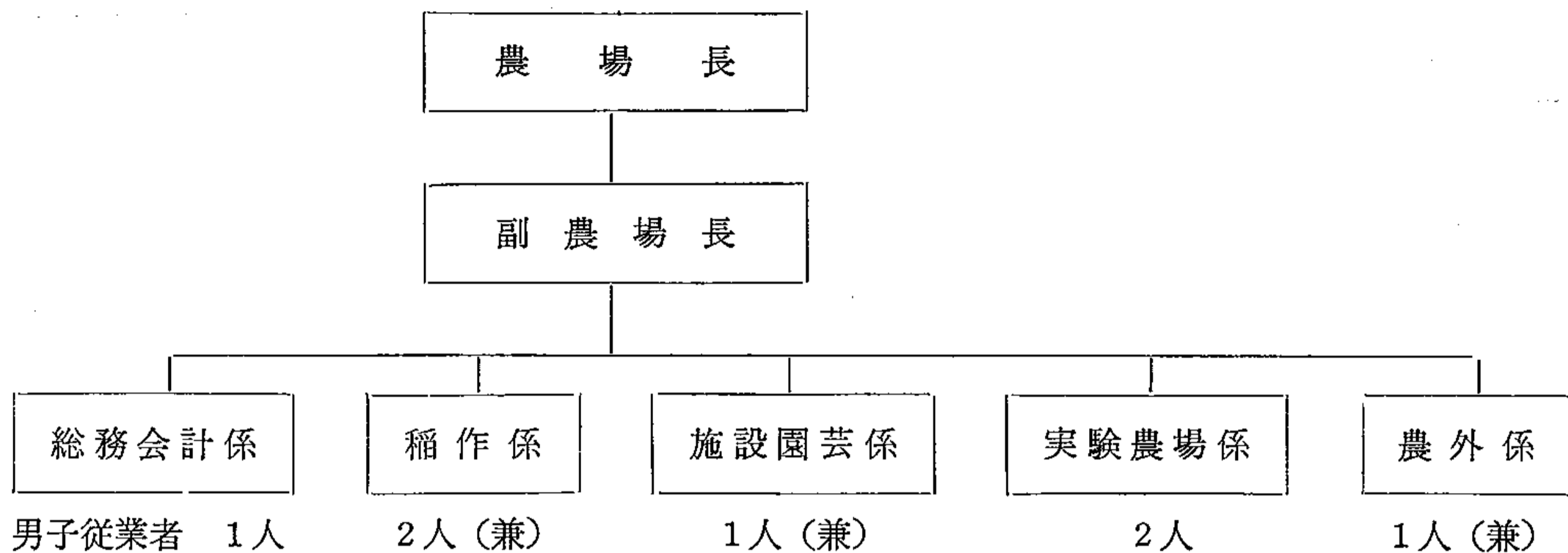
この構造改善事業によって、適期作業の問題が解決された。そこで、完全な集団経営をおこない、収入と収穫をプール計算で処分することについて相談した。しかし、11戸が賛成し、7戸が賛成せず、7戸、16haが集団から脱退した。その

ため部落生産組合は、ひきつづき協業をおこなう11戸の第1班と、個人経営で機械を共同利用するだけの7戸の第2班とに分れることとなった。その7戸の内訳は、3ha以上経営の4戸と、兼業化した1.1ha, 60a, 45aの3戸であった。水稲の反収水準が高く、機械も導入されたので、3ha以上であれば、個人経営でもやっていけるという判断があった。なお、生産組織は2分されたが、行政系統の部落会は一つであり、部落全戸の「和合の可能性」はいまなお残されていると云っている。

1971年に第1班の11戸は、調和(ハーモニー)を旨とした、ハーモニー農場という名称の集落組織をつくった。このとき、機械利用も分割され、トラクター2台は各2班に1台ずつ属することになった。その年の就業労働力は基幹17人、補助2人の計19人であったが、それは11戸の全労働力29人のうちの約70%であった。集団の作業に就労の機会を得られなかった10人は、酒田市方面の通勤、関東地方への出稼ぎなどに従事した。集団内就労の基準は、2ha以上層は各戸2人、以下層は各戸1人であった。したがって、家族労働力が2人をこえて多い農家は、上層農家でも集団外、つまり農外就労することになった。

1972年に1976年までの約束で山形県の大規模営農実験農場の事業をひき請けた。そのため25.4haのうち15haを県に貸与し専従のなかから2人が同農場に就労することになった。また、72年には6棟2,760平方メートルの施設園芸(ハウス)部門を設け、18人が専従することになった。ちなみに、1970年の水稲減産政策のために、1.4haが減反となり、転作作物部門が設けられた。さらに、専従

[ハーモニー農場組織図]



者の就労時間を確保するために、農協下請けの運送業務を農外部門として設けている。

ハーモニー農場は実験農場をふくむ水稻部門を中心にし、施設園芸、転作、農外をふくむ4部門から成り立っている。こうした総合経営は、水稻作の機械化による省力が技術上の基礎をなしている。例えば、同部落の従来の10アール当り労働日数は116時間であったが、機械化ののち、1971年に65時間、1972年には54.3時間と短縮された。しかも、すでにのべたように、実験農場では15haの全作業を2人の専従員で処理している。

3 労働と賃金、土地使用料

農場運営の概要。農場長が企画を立て、その指揮のもとに総務会計係と水稻作をはじめとする5部門の係が仕事を分担し、15人の専従者が労働する。年初に開かれる総会で年間の運営方針をきめる。そのとき、まず、労働時間をふくむ作業計画をきめ、時間当りの賃金単価もきめる。賃金はまい月15日に時間数にもとづいて計算し、20日に支払う。個人が現物提供した農地25.5haにたいする報酬は土地使用料として支払うが、初年度の1971年には10a 5万円、1975年には6万円ときめた。そして、秋の収穫後に収入支出の決算をおこない、純利益がでると各戸に平均分配をする。なお、農場長などの管理指導者にたいする企画と管理などについての特別報酬はない。また、土地使用料は水稻部門の収入から支払い、その他の部門の収益は物財費などを控除したのち、すべて労働時間に応じて支払う。これを「平等分配」と云っている。

このようにハーモニー農場は水稻作を基幹部門

として運営されているが、それと並んで施設園芸、運送部門などを営んでいる。まず、ハウスによる施設園芸部門は、鉄骨6棟2760平方メートルの施設で、きょうりその他を主作物としている。1973年8月の聴取調査によると、専従2人、兼務14人の労働力配置で、きょうり一作で7,000時間を予定していた。粗収入は坪当り3,300円(前年実績2,500円)。

つぎに農外部門としての運送部門は、水稻作、園芸などの農耕で、なお年間余裕の生じた労働力の就労としてはじめられたものである。そのためにトラック2台を購入した。この運送以外にも農場外の仕事が依頼に応じておこなわれる。このばあいはハーモニー農場の仕事の一部として派遣するが、収入は直接に本人のものとし、収入が少ないときは農場が補填する。

農場の機械設備と資金調達。すでにのべたように、ハーモニー農場は構造改善事業を基礎にして生まれた。そして、農地は個人所有として、個人が農場に貸付ける形式で現物提供している。機械設備は構造改善事業の近代化施設として導入され、その後若干のものが補充されて、その導入価格の合計は約4,000万円にたった。これらの機械施設が農場の固定資産であって、1975年には2,887万であった。これに事業資産757万を加え、3,644万円が農場の資産額をなしている。

資産を所有するに必要な資金は、反当2,000円の出資金62万円と諸留保をふくむ289万が自己資本である。残り3,354万は他人資本であるが、その主なものは2,084万円の借入金である。これは農場が農協から准組合員として、長期借入れした

第6表 農場の機械、設備

種 類	台 数	規 模	導 入 年 次	導 入 価 格	備 考
トラクター	1	39PS	69年	千円 2,410	※
トラクター	1	20PS	74年		
田植機	3	4条植2台, 2条植1台	74年, 72年, 71年	328	※ 各1台の価格計
防除機	1	スピードダスター	69年	450	※
コンバイン	1	普通型	70年	7,000	※
糶乾燥調製施設	1棟	223㎡	70年	13,609	農機格納庫7237千円 ふくむ ※
育苗施設	1棟	パイプハウス	70年	512	
施設園芸ハウス	6棟	2,760㎡	72年	15,910	※
自動車	2台	2トン車1台, 1トン車1台	72年 74年	550	

(注) ※印は構造改善事業による導入をしめす

第7表 資金の調達と運用の概要 (1975年)

運 用	金 額	調 達	金 額
固定資産	28,866,681 円	事業負債	33,543,638 円
事業資産	7,569,314	自己資本	2,892,357
計	36,435,995	計	36,435,995

(注) 事業負債の主な内容は長期借入2,084万 (ハウス1,200万など) である。

ものであり、1,200万円のハウス施設の借入金が大口である。

農場は現在、農業法人でなく、任意組織、つまり個人農民が収支上の主体をなす作業上の協業集団である。経済的には出資金や巨額の借入金を持ち、農協の准組合員ではあるが、税法上は任意組織である。「税対策上、はたして有利であるか不利であるか問題はある」(農場責任者)が、任意組織の形式をとっている。その理由は明らかでないが、運営の主体を個人におくことによって、農場集団はあくまでも個人の利益を追求する場とする。そうすることの方がまとまりやすいからである。

農場の集団労働。1975年現在で農場の参加農家11戸には26人の労働力があるが、そのうち農場で集団労働に参加したものは15人(男7人, 女8人)であり、11人は農場以外で主として農外労働

に従事した。したがって、漆曾根部落全体としては、農場に参加して農業に就労するもの(15人)、農場に参加したが農外に就労したもの(11)人、農場に参加して農場の仕事として農外に就労したものの、農場に参加せずに農業に就労したもの(4戸)、農場に参加せずに農外に兼業として就労したもの(3戸)、という複雑な就労状況をしめした。

とくに注目されることは、農場じたいが農業労働を農外労働を総合し、いわば兼業化農場となっていることである。農外兼業就労を組織上の一部門とすることは、ハーモニー農場の重要な特徴である。これは農場が設立いらいの主旨として各個人の「調和」をはかり、農業と農外の就労=所得を保障するために努力したことの反映である。しかし、成立いらいの5年間の経過をみると、農場内就労者が激減し、農場外の個人的な農外労働に就労するものが激増する傾向をしめしている。例えば、1972年には基幹労働力16人、補助労働力2人、計18人が農場に就労した。農場外の個人的な兼業就労は9人であった。これが1975年になると、農場就労は基幹14人、補助1人計15人となり、農場外の個人兼業就労は11人となった。兼業化農場をもってしても、兼業労働のすべてを、農場労働としては抱えることができなくなった。

これを参加11戸についてみると、1975年に農場労働だけに従事したものはB, Hの2戸だけであ

第8表 生産組織内外の労働従事状況の推移

農家	土地面積	労働力	1971年	1972年	外部労働	1973年	外部労働	1974年	外部労働	1975年	外部労働
A	アール 344	主 (48) 長男(28) 嫁 (22)	△ ◎ ◎	◎ ◎	電子工場 (電子工場)	◎ ◎	同 (千葉県) (電子工場)	◎ ◎	同 (同) (同)	◎ ◎	同 (同) (愛知県)
B	306	主 (44) 妻 (41) 長男(20)	◎ ◎	◎ △ ◎		◎ ◎	[不労働]	◎ ◎	[同]	◎ ◎	[同]
C	301	長男(28) 嫁 (26)	◎ ◎	△ ◎	土建請負業	△	同 [病弱]	◎	同	◎	同
D	300	主 (49) 妻 (44) 長男(24)	◎ ◎	◎ ◎	農協	◎ ◎	同	◎ ◎	同	◎ ◎	同
E	298	主 (54) 長男(28) 嫁 (26)	◎ ◎	◎ ◎	? (酒田スー パー)	◎ ◎	千葉県 (酒田スー パー)	◎ ◎	同 (酒田スー パー)	◎	同 農外
F	227	主 (57) 長男(28) 嫁 (26)	◎ ◎	◎	[不労働] (東京) (酒田デパ ート)	◎	[同] (東京) 同	◎	[同] (千葉県) 同	◎	[同] (千葉県) 同
G	222	主 (61) 長男(33) 嫁 (27)	◎ ◎	◎ ◎	碎石工場 (電子工場)	◎ ◎	同	△ ◎	同 [病弱]	△ ◎	同 [病弱]
H	206	妻 (39)	◎	◎		◎		◎		◎	
I	160	主 (54) 妻 (46) 長男(20)	◎	◎	東京 酒田会社	◎ ◎	同	◎ ◎	農協	◎ ◎	同
J	137	妻 (46) 長男(28) 嫁 (27)	◎	◎	農協 農協	◎	同 同		退職 同 同		同 同
K	35	妻 (44) 長男(20)	△	◎	酒田会社	◎	同	◎	同	◎	同
基幹従事者 [◎]			17	16	9	16	10	15	10	14	11
補助従事者 [△]			2	2		1		1		1	
冬季外部労働				(4)		(4)		(2)		(2)	

注 タテ第3欄は1973年現在の年令。『日本農業新聞』1975年3月12日による。

第9表 部門別作業時間数の推移

〈単位：上段は時間，下段は%〉

	水		田		転作	ハウス	農外	合計	従事者1人の就業時間
	総数	実験農場	ハーモニー						
1971年	17,289		3,258	3,083	5,476	29,106	1,712
	59.4		11.1	10.6	18.9	100.0	—
1972年	17,496		1,500	14,687	6,443	40,126	2,360
	43.6		3.7	36.6	16.1	1,000	—
1973年	14,747	8,303	6,444		1,634	13,771	6,504	36,656	2,291
	40.2	22.6	17.6		4.4	37.6	17.8	100.0	—
1974年	12,812	2,837	9,975		—	13,425	5,007	31,244	2,083
	40.9	9.0	31.9		—	43.0	16.1	100.0	—

(注) 『日本農業新聞』1975年3月12日による。

り、他の9戸はそれぞれ電子工場、土建請負業、農場職員、酒田のスーパー店、砕石工場などに個人的に就労した。また、夏季は農場労働に就労し、冬季に季節出稼ぎするものもいる。農場労働に専念するか、農外労働を兼ねるかについては、やはり提供土地面積の多少が条件となっている。おおむね3ha以上層は、基幹労働力はすべて農場労働に従事し、3ha以下層は基幹労働力までが、農外兼業労働に従事する傾向がある。これを他の角度から見ると、つぎのように指摘できる。ハーモニー農場は一面では農業、農外の諸労働を総合して、農場労働の機会を豊富に確保し、それをつうじて農民の団結を促進している。その反面では、主として上層農民には農場労働の機会を与え、下層農民には土地使用料の支払を代償として、農地の農場への提供をもとめている。土地耕作権の上層農民への兼併集中を促進するという点では、ハーモニー農場も一般の集団的生産組織とちがわない。

ところで、ハーモニー農場においては、単純に稲作部門にたよって、上層の農業就労、下層の耕作権移譲の傾向を促進しているのではない。1973

年までの各年にみられるように、実験農場をふくむ水稲部門、転作部門、園芸部門、農外運送部門の4部門の労働をおこなった。この各部門の労働配置には顕著な消長がみられる。

まず、1974年の実績がしめすように、15人の従業者1人当り年間2,083時間、つまり250日以上の就労機会を確保した。このばあい、農外就労時間は16—18%の割合をしめていて、全体の就労=所得の保証において一定の役割をはたした。

つぎに、1972年の4万時間(17人)をピークにして、総労働時間は減少をつづけ、1974年には約3万時間(15人)となった。この労働時間の減少は主として、実験農場をふくむ水稲作の機械化による省力によるものであった。水稲作労働は1972年のピーク1.7万時間から1974年の1.2万時間へと、約5,000時間減少した。転作部門は1974年には解消し、園芸、農外の両部門ともにそれぞれ1,000時間余りが減少した。

総じて労働時間が1万時間減少するなかで、かつて60%をしめた水稲作労働は40%となり、かつて10%であった園芸部門は40%をこえるようになった。このことは水稲作労働の時間節約分が、主

第10表 法人と個人の水稻位経営比較

(単位：円)

	上小松法人	下小松法人	ハーモニー農場	地区内代表 個人農家	庄内平均 個人農家	
経営規模 (ha)	30.0	25.0	25.5	3.0	2.05	
10a 当粗収入 ①	86,370	85,558	79,163	83,123	78,677	
経 営 費	種 苗 費	907	740	880	859	588
	肥 料 代	2,109	1,731	2,314	2,154	2,425
	農 薬 費	2,052	2,388	2,830	2,846	1,175
	動力燃料費	640	708	928	926	152
	諸 材 料 費	2,110	1,884	2,050	2,112	1,109
	農具と修理費	779	751	973	2,799	598
	建物と修理費	—	—	—	135	267
	賃 料 料 金	—	—	諸費 (428)	—	877
	減価償却費	3,116	3,264	6,726	6,564	6,068
	諸 負 担	2,380	2,619	1,045	2,768	2,710
経営費計②	14,093	14,085	18,174	21,163	15,969	
所得 (①-②=③)	72,277	71,473	60,989	61,960	62,708	
10a 投下労働時間	99.5	109.0	54.31	140.5	135.0	
同上見積額④	12,437	13,625	6,789	17,562	16,249	
純収益 (③-④)	59,840	57,848	54,200	44,398	46,459	

(注) 『遊佐町の農業』1972年3月による。但しハーモニー農場は1972年の実績をしめし聴取による。庄内平均は1967—8年の農林統計による。

として園芸部門の相対的な強化、時間増をもたらしたとみることができる。農場の責任者は労働時間の推移について、つぎのように語っていた。

初期の1971—72年は園芸部門が伸び、転作が入ったことによって、労働時間は個人経営と比べてふえた。1973年は実験農場に2人が専従したが、乾田直播方式などの技術改革によって、省力がすすめられ、時間数も減った。収量は減らないので、収入も減らなかった。この年は1.2haの水田で、通年施工の基盤整備がおこなわれ、土建労働に従事したので農外収入が得られた。1974年は3万時間で1972年に比べて1万時間も減少した。減少したがこれくらい働らけばいいのだ。15人で1人当たり年間260日であり、のんびりと百姓をやるのに適当な時間数である。

水稻作の省力は、園芸部門の労働時間のしめる比重を高めるうえで顕著な効果をあげた。10アール当りの労働時間54時間という驚くべき省力であり、同程度の規模の上小松、下小松の両法人の半分である。個人経営に比べて3分の1に近い。ハーモニー農場では実験農場の省力目標を10時間に

おき、この目標が達成されたら、40haの請負耕作が可能であると云っている。

経営費の面では、遊佐地区内の個人経営と比べて、3つの生産組織はいずれも少ない。これは機械の効率が高くて、反当経費を低くしているからである。したがって、反当粗収入が個人に比べて低いハーモニー農場、反当粗収入の多い上小松、下小松の両法人ともに、いずれも純収益は個人経営と比べて多い。しかし、これらの集団経営は同じように機械利用をしている個人経営と比べて純収益が多いのであって、機械を導入しない個人経営と比べたとき、必ずしも有利だとはいえない。

機械導入によって、そのための固有な費用である動力燃料費、材料費、修理費、減価償却費などが新たに支出される。したがって、機械化にとともにこれらの支出増にみあった粗収益の増加がなくてはならない。その増加が望めないとき、純収益は減少する。その理由は単純であって、機械化はただちに増産をもたらすものではなくて、省力にとどまるものだからである。したがって、機械

化したのちにも純収益を維持しようとするれば、その省力の要素を利用した増産、増収がはかられなくてはならない。増産、増収が見込めないときは、機械化貧乏は避けられない。ハーモニー農場が水稲作の省力分を、園芸部門に、さらに農外部門にふりむけて、収入の増加をはかったのは、機械化による経営の破産を回避する唯一の方法でもあった。

この事情はいわゆる「複合経営」に共通する。水稲作を基幹とする経営の多部門複合は、機械化にともなう経営破産から免がれるための措置であってそれ以上の意義を強調することはできない。問題はそうした経営の複合化による労働時間の延長が、複合経営体に参加した各階層の農民のすべてに就労を約束するかどうかにある。ハーモニー農場においては、参加農民の家族労働力26人のうち、15人にたいしては就労を保証したが、残り11人にたいしては保証しない。農場内就労が保証されず、農場外就労に走った11人は、うち7人までが3ha以下の中下層にぞくしていることが、また注目されることである。

農場外就労11人について、農場責任者はつぎのように話していた。(1) 収穫などの農繁期には、農場の補助作業、例えばハウスにおける軽労働などに参加してもらおう。時間給は専従者と同額であるが、雇人費として支払う。(2) 1975年11月から電子部品工場へ4人が就労した。工場はボーナスを出さないから、農場として1人2万円、計8万円を補助した。その代りに農事多忙のときは農業に参加してもらおう。(3) Jさんは長男夫婦が農場につとめている。土地は1.37haで少ないから、いつまでも農場にひき止めるわけにはいかない。集団のために個人に犠牲をしいることはできない。(4) 同じケースだが、Iさんは長男が東京にでていた。村に帰ってのち、一時、集団の専従となったが、いまは農協職員となった。(5) 35アールの土地を提供するKさんは、戸主の妻は農場専従で、長男は酒田の会社につとめている。この土地面積は個人経営としては成立しない。農場があるから、そこに土地を提供したことによって、村内での妻の就労の機会が生まれた。長男が酒田に通勤するのは、農場がなくてもそうであったから、格別の問題ではない。

ちなみに、ハーモニー農場は1975年に農外部門で235万の粗収入を得て、133万を分配した。他方、11人の農場外兼業では1人当たり100万、計1,100万の賃金収入を得た。それでは、11戸の農場参加の農民は農場において、どのような分配関係のなかにいるのだろうか。

賃金と土地使用料。

ハーモニー農場の収益は、賃金と土地使用料の二つの方法によって農民に配分される。1975年は賃金は時間給で男250円、女200円であった。技能の高低を問わず、農場で働らいた15人のすべてが、同じ時間給で分配をうけた。ちなみに、農繁期の非専従者の就労にたいする雇人費も、同じ単価で計算する。土地使用料は、成立当初は10アール当り5万円であったが、1975年には6万円に引き上げた。

分配の源泉をなす粗収入は、稲作、転作、園芸、農外の各収入である。その合計額は1971年の2,456万から1975年には4,323万円にふえた。労働時間数は減少したが、逆に粗収入はふえた。そして、粗収入にたいする経営費の比率は1972年に37.7%であったが、1974—5年は29%台に下がり、収入のうちより多くの額が賃金と土地使用料にふり向けられた。その分配の1戸当り平均額は、1971年の149万から1975年には279万と約2倍にふえた。これは労働時間数の減少にも拘らず、水稲の収量が低下せず、価格も上昇し、水稲の省力分が園芸部門にふり向けられて、全体として収入をふやしたからである。また、経営費が相対的に節約され、分配の所得がふえたからである。

分配上の重要な特徴は、土地使用料が水稲作収入から支払われ、他の部門に負担をかけないことである。園芸部門などの分配分は、すべて賃金として支払われる。分配の基金は粗収入から経営費を控除した残額がある。その部門別内訳は1972年

第11表 農場の基準賃金（時間給）

	1972年	1973年	1975年
男	160 ^円	190	250
女	120	150	200

第12表 部門別の経営収支と分配所得の推移

	収入項目	粗収入額	経営費	分配所得	同構成比	うち 土地使用料	所得率	土地使用料 の割合	1戸平均 所得
		千円	千円	千円	%	千円	%	%	千円
1971年	稲作部門	21,660	6,072	15,588	95.1	12,857	72.0	82.5	1,491
	転作部門	258	174	84	0.5	—	32.6	—	
	農外部門	2,537	1,811	726	4.4	—	28.6	—	
	計	24,455	8,057	16,398	100.0	12,857	67.0	78.4	
1972年	稲作部門	20,075	5,795	14,280	85.4	11,842	71.1	82.9	1,519
	転作部門	417	219	198	1.2	—	47.7	—	
	園芸部門	3,379	2,094	1,285	7.7	—	38.0	—	
	農外部門	2,850※	1,900	950	5.7	—	33.3	—	
計	26,821	10,108	16,713	100.0	11,842	62.3	70.8		
1974年	稲作部門	30,376	7,859	22,517	85.2	…	74.1	…	2,402
	園芸部門	5,514	2,618	2,895	11.0	—	52.5	—	
	農外部門	2,101	1,086	1,015	3.8	—	48.3	—	
	計	37,990	11,564	26,427	100.0	…	69.6	…	
1975年	稲作部門	32,945	12,487	25,458	83.1	18,442	77.3	72.4	2,785
	園芸部門	7,971	4,129	3,842	12.6	—	48.2	—	
	農外部門	2,352	1,020	1,332	4.3	—	56.6	—	
	計	43,229	12,597	30,632	100.0	18,442	70.9	60.2	

には水稻85%、転作と園芸の計が9%であった。1975年には83%と13%というぐあいに、水稻作の比重が低下し、園芸の比重が向上した。それとともに、土地使用料は単価はひき上げられたが、分配所得に占める割合は、1971年の82%から1975年の60%に低下したように、賃金分配の比重が高くなり、土地使用料の比重が低下する傾向をしめした。

土地使用料の比重は低下したとは云え、いぜんとして60%の水準を保っている。農場責任者は「水稻作は属地的な部門だから、土地使用料は水稻作の収入から支払う。園芸や農外の収入は属地的なものではないから、すべて賃金で分配する」と考えている。所有観念もしくは所有権思想から考えるならば、土地所有の経済的な実現として、土地使用料は肯定されるものである。しかし、生産物は土地の自然の恩恵ではなく、人間労働の生産物であるとするならば、分配は労働に応ずるものでなくてはならない。分配基金の60%が土地使用料として支払われることは、この農場の指導権がより多くの土地を所有し、現物提供した農民によってにぎられていることの結果である。

そして注目すべきことは、土地所有と現物提供の多少が、農場労働の就労の機会に影響をあたえていることである。すでにみたように(第8表)、農場参加の農家の労働力は26人であるが、そのうち農場専従は15人とどまり、11人は農場外就労である。これを土地面積別にみると、3ha以上層が専従7人、農場外3人、2~3ha層が専従5人、農場外4人、2ha以下層が専従3人、農場外4人である。専従15人のうち7人までが3ha以上層のものであり、農場外就労11人のうち8人は3ha以下層である。このことは下層農民は農場に参加し、土地を提供したが、その家族労働力就労の機会を十分に得ることができず、上層農民が主として農場内で就労する傾向にあることをしめしている。下層農民においては、土地所有と耕作=労働は切り離され、上層農民は他人の土地をもふくめて、農場労働の形式において耕作=労働の機会を得ているといえることができる。

農場の1974年の労働時間は、11戸合計でみると3万時間であるが、そのうち50%近い1.5万時間は、11戸のうちの4戸をしめるにすぎない3ha以上層の農民がしめている。そして、賃金と土地

第13表 分配における賃金と土地使用料 (1974年)

農家	土地面積	労働時間	(内 訳)	賃 金	(内 訳)	地 代	所得計	賃 金 比	地代比
	アール	時		千円		千円	千円	%	%
A	344	3,421	長男1,914, 嫁1,507	1,091	長男670, 嫁421	2,064	3,155	34.6	65.4
B	306	5,157	主2,760, 長男2,397	1,805	主966, 長男839	1,836	3,641	49.6	50.4
C	301	1,668	嫁1,668	467	嫁467	1,806	2,273	20.6	79.4
D	300	4,712	主2,751, 妻1,961	1,512	主963, 妻549	1,800	3,312	45.7	54.3
E	298	3,680	長男2,109, 嫁1,571	1,178	長男738, 嫁440	1,788	2,966	39.7	60.3
F	227	2,189	長男2,189	766	長男766	1,362	2,128	36.0	64.0
G	222	1,996	嫁1,996	559	嫁559	1,332	1,891	29.6	70.4
H	206	2,336	妻2,336	654	妻654	1,236	1,890	34.6	65.4
I	160	2,911	主886 妻2,025	877	主310, 妻567	960	1,837	47.8	52.2
J	137	0	—	0	—	822	822	0	100.0
K	35	2,018	妻2,018	565	妻565	210	775	72.9	27.1
合 計	2,536	30,088	—	9,476	—	15,216	24,692	38.4	61.6

(注) 『日本農業新聞』1975年3月12日による。

第14表 階層別の賃金と土地使用料の配分状況 (1974年)

	労働時間	同構成比	分配額(A)	賃 金 (B)	土地使用料	(賃金比B/A)
	時	%	千円	千円	千円	%
3 ha以上層	14,958	49.7	12,381	4,875	7,506	39.4
2～3 haの層	10,201	33.9	8,875	3,157	5,718	35.6
2 ha以下層	4,929	16.4	3,434	1,442	1,992	42.0
合 計	30,088	100.0	24,692	9,476	15,216	38.0

使用料の合計額=分配は2,469万円であるが、その半分を4戸が受けとっている。これは労働時間数が多いこと、また、分配額のうち62%が提供土地面積に応じた、土地使用料として支払われたことによる。農場責任者の云うように、土地使用料は稲作収入から支払われ、稲作以外は労働時間に応じた分配であって、それは「平等分配である」という見解もある。たしかに、労働時間に応ずる分配は「平等分配」ではあるが、その労働時間の配分、就労機会それじたいが、提供した土地面積の多少にもとづいているのが実情である。これはけっして「平等の関係」ではなく、いぜんとして土地所有の多少を反映した差別の関係であるとみるべきであろう。

集团的生産組織と階層分解

1970年以降、実行に移された総合農政は、「経済の国際化」に対応した農業生産構造の実現を狙

った。それは具体的には第2次構造改善事業をつうじて、大型機械化を基礎とした「大規模、高能率、高生産性」の農業をつくりだすことであった。そして、集团的生産組織はそのような農業構造の実現の手段として提起された。このような政策目的によって、集团的生産組織ははじめから農民層分解を促進するものとして期待された。ハーモニー農場は集团的生産組織の一形式であり、この組織が期待された農民層分解の促進という役割をはたすものであった。

ハーモニー農場は、構造改善事業による土地基盤整備、大型機械の導入を技術的基礎にして成立し、また土地と機械に投入された国家資本を主たる経済的基礎にして成立した。云いかえると、大型機械の体系は分散した個人経営ではなく、組織された集団の農業にして、はじめて経済的に機能するものであった。それは主として水稻作において効果をあげた。効果は省力、つまり稲作労働の

節約、労働時間の短縮、労働力の遊休化であった。

機械化の本質は省力であって増産ではない。したがって、省力によって生まれた余剰労働力が再び生産に投入され、少なくとも機械導入に要した額以上の収入を生むことによって、はじめて経済的効果に結びつくものである。ハーモニー農場では、水稲作に追加された園芸部門が、機械化によって余剰となった労働力の吸収場面であった。園芸部門を得て、「機械化貧乏」、機械化にともなう経済的破産から免れた。つまり、就労＝追加所得の条件を得た。

この新たに追加されたものをふくむ就労＝所得の機会、主としてこの農場に参加した上層の富裕農民にあたえられた。就労＝所得の機会、上層農民が提供した土地面積の割合以上の割合で彼らに保証された。これとは逆に、下層農民はさまざまな形式をつうじて、農外労働、農場外労働への就労、つまり離農の方向に追いやられた。下層農民は農場参加以前と同様に、土地所有権を保有しているが、それはしだいに名目的なものになった。

下層農民は土地所有にもとづいて、土地使用料を取得しているが、それと引きかえにしだいに就労の条件を喪失した。少なくとも土地所有は農民が労働し、労働生産物を取得する手段ではなくなり、一種の地代請求権の保有にすぎないものとなった。土地耕作権つまり労働権はすでに土地所有権から分離され、下層農民の手から離れて、上層農民の手に移る傾向にある。

このばあい、土地使用料は耕作権移譲の代償とも云うべき性質のものとなった。上層農民にとっては、彼らが受取る土地使用料は、自分が取得した労働生産物の一部をなす名目的な地代である。すべての土地使用料は、土地が生み出したものではなくて、その土地における労働、上層農民がその大部分をしめる労働が生み出したものである。したがって部分的にもしくは全面的に土地労働から遊離した下層農民が取得する土地使用料は、このかぎりでは下層農民による上層農民にたいする搾取をあらわすものである。搾取したのは下層農民であって、搾取されたのは上層農民である。しかし、観点を変えて、全局からみるならば、上層

農民は土地使用料を下層農民にあたえることによって、その離農を促進し、耕作権を取得した。この耕作権はやがて所有権に発展する可能性をもっている。つまり、土地所有権じたいが下層農民から上層農民に移行する可能性をもっている。集团的生産組織はこの意味において、土地所有の上層農民への集中、兼併を容易にし、下層農民の離農、土地喪失を促進する。つまり、農民層分解を促進する。下層農民は離農、所有権と耕作権の分離からはじまって、土地の耕作権を失ない、やがて所有権を失ない、プロレタリア階級に転化する。他方、上層農民は大きな土地所有権を基礎にして、他人の土地耕作権を集中して耕作権を拡大し、機械の力を借りて、自家労働力の完全な就労に向うであろう。しかし、そうした上向は耕作権の拡大、つまり就労の機会の取得を限度とするものであって、それを越えて他人労働の搾取に向うことはできないだろう。独占資本家階級の搾取がそれを許さない。したがって、集团的生産組織をつうじて促進される上層農民の上向運動は、主として家族労働力にたよる富裕中農の水準をこえるものではないだろう。

Ⅲ 上小松農事組合法人の階級分析

1 生産組織12年の歩み

庄内地方とよばれる酒田、鶴岡の2市と、飽海、東田川、西田川の3郡にわたる地方は、水田3万haをよゆうする、代表的な米作農村である。1960年代にはいると、水稲作は部分的もしくは全面的な「協業」の生産組織が中心として営まれるようになった。1964～5年に各地に集団栽培が拡まった。これは従来の耕地条件（区画、農道、水利）のもとで、中型トラクター（15～20馬力）を軸とした、集団栽培であって、集団内の労働力の完全動員を目的とした組織で、いわゆる「酒田方式」集団栽培である。

この集団栽培の普及には、歴史的な前提があった。1957—8年らしいの2—3男労働力の流出、年雇経営の解体。この労働力流出は1960年以降には、農家の後継者にまで及ぶようになり、中下層農民の周年兼業化となった。米づくりの農業では

生活ができない，都会に行けば少しはましな収入にありつける，という工業と農業の差別の関係，農家経済の不採算が，この傾向を促進した。他方，1955年以降，しだいに普及した耕耘機が，やがて中小型トラクターとなり，まず，耕耘と収穫作業の機械化が進行した。そして1970年前後の頃から田植機が普及し，小型コンバインの導入がはじまった。機械化が水稲作の省力，労働力流出を可能にし，農外兼業への就労が農業の省力を要求した。構造改善事業を基礎とした，機械化一貫作業体系の成立と普及は，従来の生産組織の再編をせまった。

1960年代の前半期に，主として田植え作業の協業として生まれた生産組織は，労働力の流出，農作業賃金の相対的高騰という事態に直面した上層農家が，耕耘の機械化と共同田植えの形式をつうじて，部落内の労働力を調達する役割をはたした。兼業化の傾向を深めた下層農民としては，生産組織は協業にたよって農業生産を継続し，兼業と両立させる手段であった。

庄内の稲作生産組織は，1963年から69年にいたる間に，13から361に増加した。1集団当りの面積は28.5haから52.5haへ拡大した。このうち「乗用トラクターなどの共同利用その他共同作業や栽培協定とともに行う」共同利用型の実産組織は，1969年に221組織，1集団平均54haという規模のものであった。しかし，1968年から70年にいたる3年間の米価据置き政策と，1970年いらいの生産制限政策は，米作農業に深刻な打撃を加えるとともに，生産組織を根底からゆさぶった。

生産組織の内部について云えば，下層農民の離農，生産組織からの脱退を促した。この事態は生

産組織を労働力調達組織としてきた上層農家にとって，協業における労働力調達の困難を意味した。生産組織は上層農家の困難の打解策として，再編されなければならなかった。道を労働力の極度の節約を可能とする大規模機械化にもとめた。また，大規模機械化を可能とする土地基盤の整備を必要とした。

上小松部落は農家戸数30戸，水田51.2haの部落で，隣接に下小松部落(31戸，56.7ha)がある。1964年4月23日，上小松農事組合法人は田植え作業などの部分協業組織として生まれ，「農家らしい農家」26戸のすべてが参加した。1966年に構造改善事業としてライスセンターが設立されたのをきっかけにして，全面協業の組織に発展した。しかし，このとき上層農家2戸は全面協業に異論があつて，法人から脱退した。ついで1967年には，他の上層農家戸4が，圃場整備が完成しない条件のもとでは機械の能力を十分に発揮できないとして脱退した。この6戸は28.3haから44.3haの土地をもつ，部落内での最上層の農民である。

1968～9年に上小松の49.4haを受益面積とする圃場整備事業が，日光川土地改良区を事業主体として，総事業費6,483万を投じて施行された。また，近代化施設として，トラクター(603万円)動力防除機(180万)，刈取機(44万)が導入された。脱穀乾燥調整施設(1棟312平方米)が農地53.3haを対象として建設された(1,044万)。これらの構改事業は若干の下小松部落との兼用分をふくめて，事業費は1億をこえた。そして補助金，つまり国家資本5,474万が投じられた。

国家資本，なかんずく圃場整備に投ぜられ土地と合体した国家土地資本は，土地所有の変質を意

第15表 上小松，下小松両部落の構造改善事業(1967—8年) (単位：千円)

	事業費	負担区分			
		補助金	公庫資金	近代化資金	その他
土地基盤整備費	64,832	45,382	15,410	—	4,040
経営近代化施設費	18,716	9,357	240	7,200	1,919
融資事業(協業,個人)	17,157	—	13,700	—	3,457
関連事業(協業)	4,207	—	—	3,350	857
合計	104,912	54,739	29,350	10,550	10,273

(注) 受益面積は最大78.1ha，事業種類により24.8haないし78.1haである。

78.1haについて，事業費は1ha当り134万円，うち構入51万，自己負担13万である。

第16表 上小松農事組合法人の資産（単位：千円）

	1967年	1971年	1973年
土地	810,0	932,5	932,5
機械器具	5,101,0	7,554,5	9,587,5
建物と施設	4,045,3	10,075,3	10,075,3
構築物	119,5	701,8	2,038,0
車輛運搬具	1,600,0	1,741,0	2,527,8
外部出資	33,0	33,0	657,0
合計	11,708,8	21,038,1	25,818,1

味するものであった。つまり、法人参加の農家19戸31haの農地は、法律上は個人所有地ではあるが、行政的には国、県からの有形無形の規制を受ける性質をおびることになる。ちなみに、法人の資産は機械化施設を中心にして漸増した。全面協業実現当時1,170万であったものが、1973年には2,582万と倍にふえた。

上小松農事組合法人が全面協業に進むきっかけをつくったライスセンターは、農協所有の資産であるが、米の処理、収容能力は1万2,000俵であって、他部落産米の収容余力もある。現在、2,500万にたった固定資産のうち、66万の外部出資は農協出資金である。他の2,400万円余りの内訳は、コンバイン5台、計1,150万をはじめとする、クボタ4条田植機4台、スプレー2台、トラクター5台などが主なものである。この固定資産にみあう資金調達は、組合員の出資金として、10アール当り2.4万円（31ha分720万）を1戸当り3万（15戸分45万）の計770万があるが、大部分は長期借入金である。

こうして法人としての共有資金が増大し、その部落内の農業資産総額にしめる比重が高まるにつれて、個人の営農は法人の意向に拘束される度

合いが強くなった。田植作業、防除作業、刈取作業、脱穀調整作業などすべてについて、個人経営の自立の可能性は失われる傾向にある。したがって、ある個人が農事組合法人とは別の営農の道をもとめたとしても、成立が困難な条件のもとにある。法人から離れることは離農を意味する環境がしだいに準備された。こうして、上小松部落における集団生産組織は、当初の労働力調達組織としての役割から、土地資産の動員、統一的運用の組織としての役割にしだいに変化していった。

3年据置米価、生産制限の諸政策が米作農業をゆさぶった1970年以降、法人参加の農民の階級関係が変化しはじめた。その特徴は、下層農民が離農、法人離脱に向い、上層農民が土地を兼併集中し、上向をたどったといえることができる。

上小松農事組合法人は、成立の当初、中下層の農民の比重が高く、上層農民は参加しないものが多かった。不参加の7戸はその後も態度を変えていない。法人参加者の内部では上下分解の傾向が明らかになった。すなわち、2ha以下層14戸のうち4戸が法人を脱退したが、そのいずれもが土地を売却して離農したものである。また1.27haの農民（I氏）は土地を売って64アールとなった。他方、上層の農民のうち3戸が土地を買収して規模を拡大した。A氏が36アール、C氏が63アール、D氏が40アール、それぞれ土地を購入した。C氏は前法人理事長、D氏は現理事長であり、A氏は町農協長である。こうした土地移動の現実には、集団的生産組織が階層分解を阻止して農民が団結し協力する組織ではなく、むしろ階層分解を促進して、中上層農民の上向を容易にする組織であることをしめしている。

土地を売って離農した4戸の動向は、つぎのと

第17表 上小松農事組合法人の構成員の推移

	1964年			1976年		
	総戸数	法人参加	不参加	脱退	会員	総戸数
4ha以上	3戸	2戸	1戸	戸	3戸	4戸
3～4ha	5	1	4		1	5
2～3ha	3	2	1		1	2
1～2ha	9	9	0	1	8	7
1ha以下	6	5	1	3	2	4
計	26	19	7	4	15	22

第18表 上小松部落の諸階層の変動

	1964年		1974年		増 減	
	戸 数	面 積	戸 数	面 積	戸 数	面 積
4 ha以上	3	13.04	4	17.68	+1	+4.64
3～4 ha	5	17.39	5	16.89	0	-0.50
2～3 ha	3	8.18	2	5.43	-1	-2.75
1～2 ha	9	12.02	7	9.37	-2	-2.65
1 ha以下	6	2.42	4	1.81	-2	-0.61
計	26	53.05	22	51.18	-4	-1.87

第19表 上小松農事組合法人の組合員農家の動向

農 家	土 地 面 積			副 次 経 営	事 業 の 内 容	法 人 役 員	専 従 者	
	1964年	1974年	増 減					
A	440	476	+36	肥育牛20頭 繁殖豚20頭 肥育豚370頭 肥育牛75頭 繁殖豚10頭	町農協長	理事	2(男1, 女1)	
B	421	421	-			理事	2(男1, 女1)	
C	365	428	+63			前理事長, 理事	2(男1, 女1)	
D	275	315	+40			理事長	1(男1)	
E	260	260				理事	1(女1)	
F	188	188				理事	1(男1)	
G	166	0	△166			70年離農, 飯食 店経営		
H	131	131				肥育豚85頭	理事	1(女1)
I	127	64	△63			68年大工に専業	(組合員)	
J	121	121				肥育牛20頭	理事	1(男1)
K	120	148	+28	椎茸4,000本	自動車修理工場 勤務	理事	1(女1)	
L	120	120			建設業経営	(組合員)	1(女1)	
M	116	116			理事	1(女1)		
N	113	113			商事会社員, 出 稼	(組合員)		
O	69	0	△69		74年離農, 電子 工場, 農協職員			
P	47	47			農協職員, 山林 看守	(組合員)		
Q	33	0	△33		71年離農, 電子 工場重役			
R	23	0	△23		74年離農, 運送 業			
S	10	10			年間出稼ぎ	(組合員)		
T	20	45	+25	(法人所有分)				
合 計	3175	3013	△162			理事10人	14(男6, 女8)	

おりである。1970年にG氏は1.66haを売り、離農した。在村のまま、酒田市で飲食店を開業し、通勤している。1971年にQ氏は33アールを売って離農し、電子部品工場の重役となった。1974年、O氏は69アールを売って離農し、働らき手は農協職員、電子工場労働者となった。またR氏は23アールを売って離農し運送業を開業した。

2 法人内部における階級関係

下層農民の法人離脱

1964年に19戸、31.45haをもって発足した法人は、現在までに4戸が離農離脱して、15戸30.38

ha（うち45アール法人有）の組織となった。15戸のうち理事は10戸10人であり、専従者は11戸14人である。したがって、いぜんとして組合員であるが、専従をせず、もっぱら農外兼業に従事するのが4戸いることになる。非専従者は法人から土地使用料を取得するだけである。

15戸の組合員の内部には、土地所有面積を基準とした、かなり明瞭な支配関係がある。すなわち、理事となるものはすべて1ha以上層である。そして理事長は3ha以上層からでている。専従者もすべて1ha以上層であり、1戸2人の専従者は4ha以上層のものである。このように、15戸の生産組織であるが、組織の管理指導権は最上層の3～4戸の農民がにぎっている。そして、理事報酬という収入が専従の賃金収入を意味する理事、専従者はすべて1ha以上層である。したがって、1ha以上のものは、理事報酬、賃金、土地使用料という3種の利益を法人から得ている。1ha以下のものは土地使用料を得るだけである。その意味ではこの法人は形式上は15戸の集団であるが、事実上は上向の三種の利益をひきだす11戸の集団とみることもできる。

そこでこの専従者階層を中心にして、組織の運営状況をみよう。この組織は「最低10アールから最高4haをこえる、各階層の農民が協力しあう集団」（土門理事長）と考えられている。しかし、「これには一長一短あって、下層の参加に問題がないわけではなかった」。そこで1972年に田植作業の機械化が実現されたときに、法人の組合員というよりは、事実上は耕作依頼者になっていた30アール以下の下層農民にたいして脱退するようにもとめた。したがって、上記の4戸の法人離脱は、こうした法人幹部の働らきによるものであったとみることができる。

このばあいでも、「法人化の利点」があった。それは離農し法人を離脱した農民が、法人内部の上層農民に土地を売渡してくれたことであった。一般に村の習慣として、離農者は部落内の農民に土地を売らない。しかし、法人の関係があり、稲作経営が集団化されていたので、すべて部落内に売渡すようになった。

実質11戸、31haの法人は、1班6haずつの5班に編成され、各班の班長は2.5ha以上の土地所

有者から選ばれ、その後継者が専従オペレーターとして機械作業を掌握している。この関係を土門理事長は、「同面積の農民からなる集団は、ものごとを決定するにはやりやすい。しかし、面積に差のあるちがった階層の農民からなる集団は、相互に補ないあうことができる」と理解している。相互の補充は、同時に上層による機械の掌握、それを基礎とした指導権の掌握の関係でもあった。

機械は法人所有のトラクター2台、各班に1台ずつの計5台の4条コンバインである。耕耘、代かき、育苗の作業は、集団全体として一括している。とくに育苗は手間がかかるので、一括が適している。その他の細かい作業は各班ごとにまかせる。5人のオペレーターが操作する5台の機械の購入費は、80%は集団借金、20%は反別割の農家負担で調達した。しかし、機械耕耘の賃耕料1ha当り4万円（1975年）、30haで120万円になる賃耕収入は法人収入としないで、オペレーター個人の収入として、5人に配分する。

労働と賃金、土地使用料

上小松の水稲の集団栽培において、1972年に実現した田植作業の機械化の意義は大きい。農作業の80%をしめる田植作業は、いまではクボタ4条田植機4台によって機械化された。稚苗を使用するために、田植作業は従来の5月20日開始が、いまでは5月1日開始に早まった。

労働は主として14人の専従者による。14人は8カ月間、稲作を主とする作業に専従し、残り4カ月は失業保険の収入にたよる。専従者では労働力の不足する作業は、10アール5時間仕上げの責任請負いの基準にもとづいて、法人内部の農民に日雇い作業の形式で依頼する。ちなみに専従者決定の基準は、提供土地面積であって、2haにつき1人、4ha層の2人のばあいは後継者とその嫁という組合せにする。小面積の農民、例えば1.8haのものは1人とする。

法人参加者にたいする分配は、主として理事報酬、専従賃金、土地使用料の3形式で行なっている。1973年の例では理事長報酬は年間35万、理事報酬10.7万であった。しかし、1976年2月の調査によると、つぎのようであった。理事長月12万円（8カ月分で96万）、会計、機械の担当理事は年

第20表 上小松農事組合法人の農家の収入構成 (1973年)

(単位: 万円, %)

	法人からの所得					土地使用料の比率	副次収入	兼業収入	収入計	兼業収入の比率
	理事報酬	専従賃金	小計	土地使用料	合計					
A	10.7	124.2	134.9	257.9	392.8	65.7		103.5	496.3	20.9
B	10.7	124.2	134.9	230.7	365.6	63.1	51.3		416.9	—
C	10.7	124.2	134.9	234.5	369.4	63.5	137.9		507.3	—
D	35.0	67.6	102.6	172.6	275.2	62.7	153.9		429.1	—
E	10.7	56.6	67.3	142.5	209.8	67.9	48.1		257.9	—
F	10.7	67.6	78.3	103.0	181.3	56.8			181.3	—
G								300.0	300.0	100.0
H	10.7	56.6	67.3	71.8	139.1	51.6	25.5		164.6	—
I				35.1	35.1	100.0		320.0	355.1	90.1
J	10.7	67.6	78.3	66.3	144.6	45.9	62.7		207.3	—
K	10.7	56.6	67.3	81.1	148.4	54.6	34.8	96.0	279.2	34.4
L		56.6	56.6	65.8	122.4	53.8		230.0	352.4	65.3
M	10.7	56.6	67.3	63.6	130.9	48.6			130.9	—
N				61.9	61.9	100.0		141.0	202.9	69.5
O								161.0	161.0	100.0
P				25.8	25.8	100.0		115.5	141.3	81.7
Q								126.0	126.0	100.0
R								230.0	230.0	100.0
S								122.1	122.1	100.0
T				5.5	5.5	100.0			5.5	—
合計	131.3	858.4	989.7	1618.1	2607.8	62.0	514.2	1945.1	5067.1	38.4

- (注) 1. 専従賃金は月給制で男5.5万円, 女4.5万円。
 2. 専従賃金のうち12—3月の4カ月は失保受給金。
 3. 1973年の法人雇用は, 141.6万円, 日当2,500円で566人日分。
 4. 土地使用料は10アール54,800円

3.5万, 庶務, 資材の担当理事は年2万, 5人の一般理事は年1万円。その合計112万円である。

専従者15人(1975年の実績?)は, 月給別であって, 男12万(7人で84万)女10万(8人で80万), その8カ月の合計1.312万である。これに失業保険手当が加わる。そして10アール当り土地使用料は1974年に1.7万であったが, 1975年は2.4万となった。31ha分として744万にたった。以上の総計2,168万である。その内訳比率は, 理事報酬5.2%, 賃金60.5%, 土地使用料34.3%である。おおまかにいって, 労働にたいして70%, 土地にたいして30%の割合である。

しかし, 1973年の実績では土地使用料の割合は62%であったから, 1975年の分配では労働とくに専従者賃金の地位が高められたとみることができ

る。これは分配における労働の優位をしめすものであるが, その労働の機会が土地面積を基準にしているのであるから, いぜんとして土地所有が優位であることに変わりはない。土地所有は優位に立っているが, それは上層農民のばあいのことであって, 下層農民は事実上, 労働の機会を喪失しているから, 土地使用料の比重が低くなったことは, それだけ不利になったと云うべきであろう。

これを3ha層の専従者を例にしてみると, 賃金96万(12万の8カ月分)と理事報酬の合計約100万, 土地使用料72万(24万の3ha分), 合計172万となる。ボーナスは月給にたいする按分加算とし, 土地使用料には加算しない。こうした分配方法について土門理事長は, 「金にとらわれて賃金にウェイトをおくと失敗する。逆に土地使用

料にある程度のウェイトをおくならば、かあちゃん1人でもその使用料収入で金が入るといふ長所があるという見解をのべている。

しかし、専従の条件を失なった1ha以下層の農民は、1haという最高のものであっても、その土地使用料収入は24万にとどまり、賃金96万の4分の1の収入しか得られないことになる。したがって、1ha以下層の農民の利率からみると、土地使用料よりも賃金にウェイトがかけられていることになる。10アール当り2.4万円の土地使用料は、ハーモニー農場の6万円に比べて低い。それだけ上小松法人においては、分配のウェイトが賃金にかけられていると云うことができる。

分配のウェイトが賃金により多くかけられていることは、この集団が上層農民の利益を代表し、下層農民の利益をより少なく考慮しているという性質を表明している。そして、こうした集団の性質が、中下層農民の離農、法人離脱を促進していると考えられる。ハーモニー農場と比較するならば、ハーモニー農場では水稲作の機械化による省力、労働力余剰を集団内で園芸部門をおこして、就労の機会をつくり吸収している。上小松法人ではコンバイン導入の機械化により水稲10アール当りの労働時間は以前の60時間から40時間に短縮された。30%以上という省力の効果は、上層農民においては肥育牛、繁殖豚、肥育豚などの副次部門の個人経営の拡大に活用されている。下層農民においては法人内部での就労の機会喪失という結果だけが与えられたのである。

集団的生産組織によって、上層農民がどのような利益を得ているか。集団内の下層農民がたどった運命を比べると同時に、法人に参加しなかった6人の上層農民と比べることも必要である。この

6人は2.8haを最低とする、上小松部落内での上層農民の大部分をしめている。この6人の上層農民と法人参加の農民と比べると、はっきりした特徴が分る。その第一は、4.43haという最高の土地面積をもつU氏の農家所得400万水準は、法人参加者では2.75haのD氏が到達している。つまり、個人経営の4ha層の所得水準に、法人参加者は3ha層で到達できることである。第2は、個人経営では3.45ha経営のW氏でさえ、出稼ぎなどの兼業収入を必要とするが、法人参加者では専従、理事の地位さえ得られるならば、農業所得で家計収支が可能だということである。

この2点の相異は、集団的生産組織が中上層農民の利益をかなりの程度満たしていることをしめしている。しかし、その反面では集団的生産組織のもとで、下層農民の土地喪失、離農、法人離脱がおこっていることにも注目すべきである。そして、法人幹部が指摘するように、法人の関係があるために、離農者の土地は部落内部で買収することが可能になった。云いかえると、中上層農民は法人関係をつうじて、部落内という近接地に追加的な土地を得ることができたのである。

〔後記〕

この調査報告は1973年8月と1976年2月の2回にわたる調査のまとめである。また、ハーモニー農場については、山形県農業試験場中山誠一郎氏の調査報告、上小松農事組合法人については、酒田市の佐藤繁実氏の調査報告から多くの資料を得た。佐藤繁実氏には1976年2月の調査にさいして、連絡の労をとっていただき、同じく堀勝弥氏には現地案内をしてもらった。ここに感謝の意を表す。

第21表 法人不参加農家の経済状態

農家	農地面積	従事者	年間労働日	農業粗収入	農業所得	農外従業	兼業収入	農家所得
	アール	人	人日	万円	万円		万円	万円
U	443	3	710	447.0	290.6	土地改良区 理事長	119.0	409.6
V	365	3	584	368.3	239.4			239.4
W	345	3	552	348.1	226.3	出稼1人	29.3	255.6
X	339	3	541	342.1	222.4	〃 1人	33.8	256.2
Y	325	3	518	327.9	213.1	〃 1人	27.7	240.8
Z	283	2	453	285.6	171.4	〃 2人	77.2	248.6